



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

685	一般競争入札による落札者の決定	(情報政策課).....	2
686	指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課).....	2
687	指定自立支援医療機関の変更	(").....	3
688	平成21年和歌山県告示第151号(農作物共済、蚕繭共済の当然加入基準)の廃止	(経営支援課).....	3
689	保安林予定森林	(森林整備課).....	3
690	平成24年和歌山県告示第135号(漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定)の一部改正	(水産振興課).....	3
691	地籍調査の成果の認証	(用地対策課).....	4
692	"	(").....	4
693	"	(").....	5
694	"	(").....	5
695	"	(").....	5
696	"	(").....	6
697	"	(").....	6
698	"	(").....	7
699	"	(").....	7
700	"	(").....	7
701	"	(").....	8
702	"	(").....	8
703	"	(").....	8
704	"	(").....	9
705	"	(").....	9
706	"	(").....	9
707	"	(").....	10
708	道路の位置の指定	(都市政策課).....	10
709	"	(").....	10
710	平成30年度和歌山県立和歌山工業高等学校情報教育教室用情報処理機器等の賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(教育委員会).....	11

○ 警察本部告示

6	一般競争入札による落札者の決定	13
7	和歌山県警察画像鮮明化処理システム端末賃貸借業務(更新分)に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	13
8	和歌山県警察画像鮮明化処理システム端末導入委託及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	16

○ 公告

入札公告	(総務事務集中課)..... 18
〃	(教育委員会)..... 21
○ 諸報	
入札公告	(警察本部)..... 24
〃	(〃)..... 27

告 示

和歌山県告示第685号

平成30年度行政事務用パソコン賃貸借について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成30年6月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
平成30年度行政事務用パソコン賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成30年5月30日
- 4 落札者の氏名及び住所
JFRコンソーシアム
(代表者) 株式会社JECC
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
(構成員) 富士電機ITソリューション株式会社
東京都千代田区外神田六丁目15番12号
リコージャパン株式会社
東京都港区芝三丁目8番2号
- 5 落札金額
月額5,163,480円（うち消費税及び地方消費税の額382,480円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成30年4月20日

和歌山県告示第686号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成30年6月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日

3011400 623	おかし工房桜和	海南市野上新61 6-8	就労継続支援 B型	知的障害 精神障害	社会福祉法人 一峰会	海南市重根1778	平成 30.6.1
----------------	---------	-----------------	--------------	--------------	---------------	-----------	--------------

和歌山県告示第687号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（更生医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

平成30年6月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
医療法人晃和会 谷口病院	海南市日方327-11	医療機関の所在地	海南市日方328	海南市日方327-11	平成 30.5.14

和歌山県告示第688号

平成21年和歌山県告示第151号（農作物共済、蚕繭共済の当然加入基準）は、廃止する。ただし、平成30年産の農作物に係る農作物共済の共済関係については、なお従前の例による。

平成30年6月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第689号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年6月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市中辺路町近露字津毛川2375の1、2386の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第690号

平成24年和歌山県告示第135号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年6月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
和歌山北漁業協同組合の地区	海南市下津町丸田に住所又は根拠地を有する者が行う次の漁業 (1) 総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う小型機船底びき網漁業を主とする漁業 (2) 総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う延縄漁業を主とする漁業	戸坂底びき網・延縄
	海南市下津町丸田に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船を使用して行う瀬戸内海機船船びき網漁業	戸坂船びき網
	海南市下津町丸田に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	戸坂一本釣
	海南市下津町丸田に住所又は根拠地を有する者が行う漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち戸坂底びき網・延縄、戸坂船びき網及び戸坂一本釣加入区の区分に属さない漁業	戸坂その他

和歌山県告示第691号

和歌山県東牟婁郡古座川町佐田・添野川の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年6月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡古座川町
- 2 調査を行った時期
平成25年4月1日から平成27年3月4日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡古座川町佐田・添野川の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡古座川町佐田・添野川の各一部地区
- 5 認証年月日
平成30年5月14日

和歌山県告示第692号

和歌山県有田市辻堂の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年6月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田市

- 2 調査を行った時期
平成26年4月1日から平成29年3月9日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田市辻堂の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田市辻堂の一部地区
- 5 認証年月日
平成30年5月14日

和歌山県告示第693号

和歌山県東牟婁郡串本町鬮野川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年6月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡串本町
- 2 調査を行った時期
平成21年4月1日から平成23年3月31日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡串本町鬮野川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡串本町鬮野川の一部地区
- 5 認証年月日
平成30年5月14日

和歌山県告示第694号

和歌山県新宮市木ノ川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年6月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県新宮市
- 2 調査を行った時期
平成27年4月20日から平成29年3月29日まで
- 3 成果の名称
和歌山県新宮市木ノ川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県新宮市木ノ川の一部地区
- 5 認証年月日
平成30年5月14日

和歌山県告示第695号

和歌山県紀の川市打田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年6月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成25年4月1日から平成28年3月30日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市打田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市打田の一部地区
- 5 認証年月日
平成30年5月14日

和歌山県告示第696号

和歌山県紀の川市打田・東大井・久留壁の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年6月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成25年4月1日から平成28年3月11日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市打田・東大井・久留壁の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市打田・東大井・久留壁の各一部地区
- 5 認証年月日
平成30年5月14日

和歌山県告示第697号

和歌山県紀の川市下鞆渚の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年6月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成26年4月1日から平成29年2月3日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市下鞆渚の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市下鞆渚の一部地区
- 5 認証年月日

平成30年5月14日

和歌山県告示第698号

和歌山県西牟婁郡白浜町椿の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年6月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町
- 2 調査を行った時期
平成27年5月1日から平成29年3月29日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町椿の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡白浜町椿の一部地区
- 5 認証年月日
平成30年5月22日

和歌山県告示第699号

和歌山県東牟婁郡古座川町高池の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年6月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡古座川町
- 2 調査を行った時期
平成26年4月1日から平成28年1月8日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡古座川町高池の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡古座川町高池の一部地区
- 5 認証年月日
平成30年5月22日

和歌山県告示第700号

和歌山県東牟婁郡古座川町添野川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年6月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡古座川町
- 2 調査を行った時期
平成26年4月1日から平成28年3月14日まで
- 3 成果の名称

和歌山県東牟婁郡古座川町添野川の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県東牟婁郡古座川町添野川の一部地区

5 認証年月日

平成30年5月22日

和歌山県告示第701号

和歌山県東牟婁郡古座川町高池の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年6月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県東牟婁郡古座川町

2 調査を行った時期

平成26年4月1日から平成29年2月15日まで

3 成果の名称

和歌山県東牟婁郡古座川町高池の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県東牟婁郡古座川町高池の一部地区

5 認証年月日

平成30年5月22日

和歌山県告示第702号

和歌山県東牟婁郡古座川町添野川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年6月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県東牟婁郡古座川町

2 調査を行った時期

平成26年4月1日から平成29年3月10日まで

3 成果の名称

和歌山県東牟婁郡古座川町添野川の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県東牟婁郡古座川町添野川の一部地区

5 認証年月日

平成30年5月22日

和歌山県告示第703号

和歌山県東牟婁郡串本町有田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年6月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県東牟婁郡串本町

2 調査を行った時期

平成28年4月1日から平成29年12月22日まで

3 成果の名称

和歌山県東牟婁郡串本町有田の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県東牟婁郡串本町有田の一部地区

5 認証年月日

平成30年5月22日

和歌山県告示第704号

和歌山県東牟婁郡串本町有田上の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年6月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県東牟婁郡串本町

2 調査を行った時期

平成28年4月1日から平成29年12月14日まで

3 成果の名称

和歌山県東牟婁郡串本町有田上の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県東牟婁郡串本町有田上の一部地区

5 認証年月日

平成30年5月22日

和歌山県告示第705号

和歌山県東牟婁郡串本町田並の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年6月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県東牟婁郡串本町

2 調査を行った時期

平成28年4月1日から平成29年12月20日まで

3 成果の名称

和歌山県東牟婁郡串本町田並の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県東牟婁郡串本町田並の一部地区

5 認証年月日

平成30年5月22日

和歌山県告示第706号

和歌山県東牟婁郡串本町田並上の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

0号) 第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。
平成30年6月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡串本町
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成29年12月20日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡串本町田並上の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡串本町田並上の一部地区
- 5 認証年月日
平成30年5月22日

和歌山県告示第707号

和歌山県紀の川市桃山町黒川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。
平成30年6月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成25年4月1日から平成28年3月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市桃山町黒川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市桃山町黒川の一部地区
- 5 認証年月日
平成30年5月22日

和歌山県告示第708号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
平成30年6月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指 定 年 月 日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3422	紀の川市打田字天王1389番の一部、1392番4の一部、1392番5の一部	和歌山市中之島1518番地中之島801ビル5階 ヤマイチエステート株式会社 代表取締役 山田茂	平成 30.6.6	6.00	52.86

和歌山県告示第709号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成30年6月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3428	田辺市秋津町字西八町155番2の一部	田辺市末広町4番22号 西嶋不動産株式会社 代表取締役 西嶋文人	平成 30.6.6	5.00 〃 5.37	90.00

和歌山県告示第710号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、平成30年度和歌山県立和歌山工業高等学校情報教育教室用情報処理機器等の賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成30年6月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称

平成30年度和歌山県立和歌山工業高等学校情報教育教室用情報処理機器等の賃貸借

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
- (4) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等若しくは同条第2号に規定する暴力団員ではないが、暴力団と関係を有しながら、その組織の威力を背景として暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団等」という。）が経営し、又は経営に実質的に関与している者

イ 不当と認められる目的を有して暴力団等が経営し、又は実質的に関与している者を利用している者

ウ 暴力団に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者

エ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 下請契約、資材・原材料の購入契約、委託契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が、アからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結している者

カ 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴され、刑が確定した者（その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった者を除く。）が経営し、又は経営に実質的に関与している者

キ 県内の公共機関が執行する入札に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくは暴力を用いる者が経営し、又は経営に実質的に関与している者

ク 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度の信用を毀損する者が経営し、又は経営に実質的に関与している者

ケ キ又はクのいずれかに該当する者となった日から1年を経過しない者

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 3の（1）のサに掲げる提案書について和歌山県の仕様を満足しているものを提出した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 営業概要書（事業概要書）

ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書

エ 印鑑証明書

オ 直近2年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

（ウ）個人にあっては、住所地が所在する市町村が課する市町村民税又は特別区が課する特別区民税

ク 役員調書

ケ 誓約書

コ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

サ 和歌山県が示す仕様書に対する提案書

- (2) 資格審査申請時点で既に和歌山県役務の提供等に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく入札参加に関する知事の審査を経て、現に有効な入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、（1）のイからオまで、キ及びクに掲げる申請書類に代えることができる。

- (3) （1）のア、イ、カ及びクからサまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、これらの用紙は、平成30年6月15日（金）から同月28日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後4時までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。

- (4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成30年7月3日（火）午後4時までに和歌山県立和歌山工業高等学校に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査説明会の場所及び日時

- (1) 場所

和歌山市西浜三丁目6番1号

和歌山県立和歌山工業高等学校本館1階 応接室

- (2) 日時

平成30年6月28日（木）午後3時

5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成30年6月28日（木）から同年7月12日（木）までの県の休日を除く日の午前9時から午後4時までの間に、6に掲げる場所で受け付ける。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県立和歌山工業高等学校 事務室

和歌山市西浜三丁目6番1号

郵便番号 641-0036

電話番号 073-444-0158

ファクシミリ番号 073-444-2510

7 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

8 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書を平成30年7月27日（金）までに郵送により通知する。

9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、不適格認定の通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対しては、書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第6号

和歌山県通信指令システム更新委託及び賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成30年6月15日

和歌山県警察本部長 宮 沢 忠 孝

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

和歌山県通信指令システム更新委託及び賃貸借業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県警察本部警務部会計課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

3 落札者を決定した日

平成30年5月9日

4 落札者の氏名及び住所

日立キャピタル株式会社

東京都港区西新橋一丁目3番1号

5 落札金額

533,744,640円（うち消費税及び地方消費税の額39,536,640円）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

平成30年3月27日

和歌山県警察本部告示第7号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県警察画像鮮明化処理システム端末賃貸借業務（更新分）に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成30年6月15日

和歌山県警察本部長 宮 沢 忠 孝

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 調達役務の名称

和歌山県警察画像鮮明化処理システム端末賃貸借業務（更新分）

(2) 調達役務の仕様等

和歌山県警察画像鮮明化処理システム端末賃貸借業務（更新分）仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成30年6月15日（金）において、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加を停止されていない者であること。

(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

(4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

(5) この入札に係る賃貸借業務と同種同規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とはアに掲げる要件を、同規模以上とはイに掲げる要件を満たしているものとする。

ア 端末装置について、メンテナンスリース又はレンタルを行い、かつ、機器の現地保守（修理）を行った実績を有すること。

イ 予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、履行した実績を有すること。

(6) 営業品目に賃貸借を有する者であること。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに経営に実質的に関与していない者であること。

(8) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。

(9) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過して

いないもの)

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 仕様書に準拠する機器の一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）。
ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。

サ 申請者のシステム端末賃貸借業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

シ 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

(ア) 障害発生時の連絡体制図を添付していること。

(イ) 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。

(2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者については、当該通知書の写しを提出することにより、(1)のイからオまで、キ及びクに掲げる申請書類に代えることができる。

(3) (1)のア、イ、カ、ク、ケ、サ及びシに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成30年6月15日（金）から同年7月2日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に定める場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に定める入札説明会において質問を行うほか、平成30年6月15日（金）から同年7月3日（火）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、和歌山県警察本部刑事部刑事企画課（以下「刑事企画課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室8

(2) 日時

平成30年6月26日（火）午前1時30分

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成30年6月15日（金）から同年7月9日（月）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、6に定める場所に提出するものとする。

なお、郵送による場合は、平成30年7月9日（月）午後4時までに、6に定める場所に必着させなければならない。

6 資格審査申請書類の配布の場所

刑事企画課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-2779

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、平成30年7月13日（金）までに通知するものとする。

8 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成30年7月23日（月）午後4時までに書面により求めることができる。
- (3) (2)の書面は、持参により6に定める場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答は、平成30年7月27日（金）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県警察本部告示第8号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県警察画像鮮明化処理システム端末導入委託及び貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成30年6月15日

和歌山県警察本部長 宮 沢 忠 孝

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 調達役務の名称

和歌山県警察画像鮮明化処理システム端末導入委託及び貸借業務

(2) 調達役務の仕様等

和歌山県警察画像鮮明化処理システム端末導入委託及び貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成30年6月15日（金）において、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加を停止されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
- (5) この入札に係る貸借業務と同種同規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とはアに掲げる要件を、同規模以上とはイに掲げる要件を満たしているものとする。

ア 端末装置について、メンテナンスリース又はレンタルを行い、かつ、機器の現地保守（修理）を行った実績を有すること。

イ 予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、履行した実績を有すること。

- (6) 営業品目に貸借を有する者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに経営に実質的に関与していない者であること。
- (8) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書
- イ 事業経歴書
- ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- オ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
- カ 使用印鑑届
- キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- （ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
- （イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
- ク 誓約書
- ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
- コ 仕様書に準拠する機器の一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）。ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。
- サ 申請者のシステム端末貸借業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- シ 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの
- （ア）障害発生時の連絡体制図を添付していること。
- （イ）営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。
- ス 申請者のシステム導入体制が整備されていることを証明するシステム導入体制証明書
- (2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあっては、当該通知書の写しを提出することにより、（1）のイからオまで、キ及びクに掲げる申請書類に代えることができる。
- (3) （1）のア、イ、カ、ク、ケ、サ、シ及びスに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成30年6月15日（金）から同年7月2日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に定める場所で配布を行う。
- (4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、4に定める入札説明会において質問を行うほか、平成30年6月15日（金）から同年7月3日（火）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、和歌山県警察本部刑事部刑事企画課（以下「刑事企画課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 4 入札説明会の場所及び日時
- (1) 場所
- 和歌山市小松原通一丁目1番地1
和歌山県警察本部1階 会議室8
- (2) 日時
- 平成30年6月26日（火）午後2時30分
- 5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所
- 3の（1）に掲げる申請書類は、平成30年6月15日（金）から同年7月9日（月）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、6に定める場所に提出するものとする。

なお、郵送による場合は、平成30年7月9日（月）午後4時までに、6に定める場所に必着させなければならない。

6 資格審査申請書類の配布の場所

刑事企画課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-2779

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、平成30年7月13日（金）までに通知するものとする。

8 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成30年7月23日（月）午後4時までに書面により求めることができる。

(3) (2)の書面は、持参により6に定める場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答は、平成30年7月27日（金）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

公 告

入 札 公 告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成30年6月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達年度及び調達案件番号

平成30年度 調達案件番号 20180040086号

(2) 調達案件名

シャシダイナモメーター

(3) 調達物品の名称及び数量

シャシダイナモメーター 一式

(4) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(5) 納入期限

平成31年1月31日（木）

(6) 納入場所

和歌山県立田辺産業技術専門学院 自動車工学科実習場

（和歌山県田辺市新庄町1745-2）

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加資格者名簿の営業種目「産業用機械器具」又は「工作用機械器具」に登載されている者であること。

また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県会計局総務事務集中課

(2) 期間

平成30年6月15日（金）から同年7月20日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県会計局総務事務集中課入札室（本館2階）

イ 入札日時

平成30年7月27日（金）午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成30年7月26日（木）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、平成30年7月26日（木）午前9時から同月27日（金）午前9時45分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の（1）に同じ。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合（当該入札者が電子入札を行った場合を除く。）には、当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員を立ち合わせるものとする。
- (3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者のうち電子入札をした者がある場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の（1）に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

イ 所在地

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2294

ファクシミリ番号 073-441-2288

- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 契約の締結における議会の議決の要否

否

- (5) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌

山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
Chassis dynamometer : 1 set
- (2) Time limit for tender :
10:00 a.m. 27 July 2018 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m. 26 July 2018)
- (3) Contact point for the notice :
Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government,
1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan
TEL:073-441-2294
FAX:073-441-2288

入 札 公 告

平成30年度和歌山県立和歌山工業高等学校情報教育教室用情報処理機器等の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第16条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成30年6月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度
平成30年度
- (2) 調達役務の名称
平成30年度和歌山県立和歌山工業高等学校情報教育教室用情報処理機器等の賃貸借
- (3) 調達役務の内容
和歌山県が交付するこの賃貸借に係る仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (4) 調達役務の履行場所
和歌山県立和歌山工業高等学校
和歌山市西浜三丁目6番1号
- (5) 契約期間
平成30年10月1日（月）から平成35年9月30日（土）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成30年和歌山県告示第710号に規定する平成30年度和歌山県立和歌山工業高等学校情報教育教室用情報処理機器等の賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所
和歌山県立和歌山工業高等学校 事務室
和歌山市西浜三丁目6番1号
- (2) 日時

平成30年6月15日（金）から同年7月31日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後4時まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

平成30年6月15日（金）から同月28日（木）までの県の休日を除く日の午前9時から午後4時まで

(2) (1)により交付する仕様書及び入札説明書について質問がある者は、平成30年6月28日（木）午前9時から同年7月3日（火）午後4時までの間に、和歌山県立和歌山工業高等学校に対して、入札説明書に規定する所定の書面（ファクシミリを含む。）により行うこと。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市西浜三丁目6番1号

和歌山県立和歌山工業高等学校本館1階 応接室

イ 入札日時

平成30年8月1日（水）午後11時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを提出するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成30年7月31日（火）午後4時までに和歌山県立和歌山工業高等学校に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除く入札終了後に還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等については、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とす

る。

なお、和歌山県から一般競争入札参加資格のある旨を確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県立和歌山工業高等学校の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県立和歌山工業高等学校の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で、5の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。
- (7) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、和歌山県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

11 契約書作成の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - ア 名称
和歌山県立和歌山工業高等学校
 - イ 所在地
和歌山市西浜三丁目6番1号
郵便番号 641-0036
電話番号 073-444-0158
ファクシミリ番号 073-444-2510
- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :
Lease and maintenance of information processing equipment for information processing room
- (2) Time limit for tender :
11:00 a.m. Wednesday 1 August 2018 (Deadline for bids submitted by mail : 4:00 p.m. Tuesday 31 July 2018)
- (3) Contact point for the notice :
Wakayama Technical High School Office
3-6-1 Nishihama Wakayama City, 641-0036, Japan

TEL: 073-444-0158

FAX: 073-444-2510

諸 報

入札公告

和歌山県警察画像鮮明化処理システム端末賃貸借業務（更新分）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成30年6月15日

和歌山県警察本部長 宮 沢 忠 孝

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成30年度から平成35年度まで

(2) 調達役務の名称及び数量

和歌山県警察画像鮮明化処理システム端末賃貸借業務（更新分） 一式

(3) 履行期間

平成30年10月1日から平成35年9月30日までの間

(4) 調達役務の仕様等

和歌山県警察画像鮮明化処理システム端末賃貸借業務（更新分）仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 納入場所

仕様書による。

(6) 入札金額

総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成30年和歌山県警察本部告示第7号に規定する和歌山県警察画像鮮明化処理システム端末賃貸借業務（更新分）に係る一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県警察本部刑事部刑事企画課（以下「刑事企画課」という。）

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-2779

(2) 期間

平成30年6月15日（金）から同年7月2日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の（1）に同じ。

イ 期間

3の(2)に同じ。

- (2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、5に定める入札説明会において行うほか、平成30年6月15日（金）から同年7月3日（火）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、刑事企画課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1
和歌山県警察本部1階 会議室8

(2) 日時

平成30年6月26日（火）午後1時30分

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

- (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

5の(1)に同じ。

イ 入札日時

平成30年7月30日（月）午前9時30分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

- (2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県警察本部から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを提出するものとする。

- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成30年7月27日（金）午後4時までに刑事企画課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、刑事企画課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない刑事企画課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していないものは、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者と行うものとする。

15 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :

Lease and maintenance of Personal computers , including the installation of softwares and the other equipments for Wakayama Prefectural Police Video Image Sharpening Processor System

- (2) Time limit for tender :

9:30 a.m. Monday 30 July 2018 (Deadline for bids submitted by mail : 4:00 p.m. Friday 27 July 2018)

- (3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department
Finance Section
1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan
TEL:073-423-0110
FAX:073-423-0120

入札公告

和歌山県警察画像鮮明化システム端末導入委託及び貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成30年6月15日

和歌山県警察本部長 宮 沢 忠 孝

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成30年度から平成35年度まで

(2) 調達役務の名称及び数量

和歌山県警察画像鮮明化処理システム端末導入委託及び貸借業務 一式

(3) 履行期間

ア 導入委託期間

契約日から平成30年10月31日までの間（運用開始日は、平成30年10月1日とする。）

イ 機器貸借期間

平成30年10月1日から平成35年9月30日までの間

(4) 調達役務の仕様等

和歌山県警察画像鮮明化処理システム端末導入委託及び貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 納入場所

仕様書による。

(6) 入札金額

総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成30年和歌山県警察本部告示第8号に規定する和歌山県警察画像鮮明化処理システム端末導入委託及び貸借業務に係る一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県警察本部刑事部刑事企画課（以下「刑事企画課」という。）

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-2779

(2) 期間

平成30年6月15日（金）から同年7月2日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 期間

3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、5に定める入札説明会において行うほか、平成30年6月15日（金）から同年7月3日（火）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、刑事企画課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室8

(2) 日時

平成30年6月26日（火）午後2時30分

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

5の(1)に同じ。

イ 入札日時

平成30年7月30日（月）午前10時30分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県警察本部から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを提出するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成30年7月27日（金）午後4時までに刑事企画課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、刑事企画課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない刑事企画課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していないものは、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

15 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-0120

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :

Lease and maintenance of Wakayama Prefectural Police Video Image Sharpening Processor System

- (2) Time limit for tender :

10:30 a.m. Monday 30 July 2018 (Deadline for bids submitted by mail : 4:00 p.m. Friday 27 July 2018)

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL:073-423-0110

FAX:073-423-0120